議員提出第２号議案

足立区学校給食費補助金交付条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の規定により提出する。

令和２年２月２０日

提　出　者

足立区議会議員	きたがわ	秀　和
同	ぬかが	和　子
同	はたの	昭　彦
同	浅　子	けい子
同	西の原	えみ子
同	山　中	ちえ子
同	横　田	ゆ　う

足立区議会議長　鹿浜　昭　様

（提案理由）

学校給食は食育の一環であり、義務教育無償の原則に基づき、補助金を交付することにより多子世帯の保護者の負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に寄与するため、本案を提出する。

足立区学校給食費補助金交付条例

（目的）

第１条　この条例は、足立区立の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の学校給食に係る経費について補助金を交付することにより、３人以上の子どもを養育している保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　区立学校　足立区立の小学校及び中学校をいう。

（２）　児童生徒　区立学校に在籍する子どもをいう。

（３）　未就学児　小学校就学の始期に達するまでの子どもをいう。

（４）　保護者　子どもを監護し、かつ、その生計を維持するものをいう。

（５）　学校給食費　学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第１１条第２項に規定する学校給食費をいう。

（６）　第１子　保護者の子どものうち最も出生が早い児童生徒をいう。

（７）　第２子　第１子の次に年長の児童生徒又は未就学児をいう。

（８）　第３子以降　第１子及び第２子以外の児童生徒又は未就学児をいう。

（対象者）

第３条　この条例による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が対象者として適当でないと認めるときは、この限りでない。

（１）　生計を一にする児童生徒又は未就学児が３人以上ある保護者

であって、児童生徒が１人以上あるものであること。

（２）　保護者、児童生徒及び未就学児が足立区内に住所を有すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第３子以降の児童生徒に係る学校給食費とする。ただし、第３子以降が未就学児の場合は、第２子の児童生徒に係る学校給食費とする。

２　前項ただし書の場合において、第２子が未就学児の場合は、第１子の児童生徒に係る学校給食費とする。

３　補助金の額は、補助対象経費に係る額とする。

４　前項の規定にかかわらず、対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、補助対象経費の額から当該給付額を除いた額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　対象者は、区長が指定する期日までに学校長（児童生徒が在籍する区立学校の校長をいう。以下同じ。）を経由し、区長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、通知する。

（補助金の交付）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）は、学校長を経由し、区長に補助金の請求をしなければならない。

２　区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（請求及び受領の委任）

第８条　交付決定者は、補助金の請求及び受領に関して、学校長に委任

することができる。

２　前項の規定により委任する場合は、交付決定者は委任状に記入及び押印し、区長に提出しなければならない。

３　委任を受けた学校長は、当該交付決定者に対して請求する学校給食費を限度として、当該交付決定者に代わって補助金を請求し、受領することができる。

（交付決定の取消し）

第９条　区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　第３条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（２）　国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。

（３）　偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第１０条　区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。